

	事業名	事業概要	平成17年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
3. 男女平等参画を推進する社会づくり					
(1) 教育・学習					
ア. 学校での男女平等					
	94 男女平等参画に関する授業の実施	首都大学東京においてジェンダー研究、女性問題など、男女平等参画に関する授業を実施する。	男女平等参画(女性問題)に関する授業を実施する。	-	大学管理本部
	95 男女平等教育推進校	学校や地域の実態に即した男女平等教育のあり方を実践的に研究し、その成果を普及し、都内の学校の男女平等教育の推進に資する。	・都立高等学校 2校 (研究期間2年間) ・公立幼稚園、小学校、中学校、盲・ろう・養護学校については、人権尊重教育推進校等において研究・実践。	518	教育庁
	96 都立高校における男女合同定員制の実施	男女別募集人員の1割に相当する人員を男女合同で総合成績順により決定し、男女別定員制の緩和を図る。	54校	-	教育庁
	97 学校運営の工夫・改善	指導内容・方法や教員の役割分担等において工夫・改善を図り、男女平等教育を推進する。 出席簿等の名簿の取り扱いについては、男女平等教育のねらいを踏まえ、各学校長の権限と責任において作成していく。 その際、「男らしさ」や「女らしさ」をすべて否定するような考え方としての「ジェンダー・フリー」に基づく男女混合名簿等を作成することがないよう指導していく。 公立小・中学校における出席簿等の名簿の取り扱いについては、区市町村教育員会と連携を図り理解を求めていく。	・指導・啓発	-	教育庁
	98 インターンシップの推進	・就業体験の受入先の開拓を進めるとともに、16年度までのインターンシップ実施校98校の実績を踏まえ、効果的に推進する。	・学校外の学修としての単位認定や総合的な学習の時間への位置づけ、及び特色ある教育課程の編成に向けた一層の推進	-	教育庁
	99 進路指導	・進路指導の内容・方法の工夫・改善を図り、組織的・計画的な進路指導を推進する。 ・進路指導推進協議会 小・中・高等学校が連携して、適正な進路指導の在り方について研究・協議し、その成果を啓発資料として刊行する。 ・指導主事連絡協議会(進路指導担当) 中学校における進路指導の当面する課題について連絡協議し、進路指導の充実に資する。	・進路指導の年間計画の作成・校内指導体制の確立 ・総合的な学習の時間、キャリアガイダンス等の活用による進路指導の一層の充実 学識経験者、小中学校高等学校長、中学校教頭、小中学校高等学校主幹、小学校教諭等18名で構成し、随時開催 都及び区市教育委員会の進路指導担当主事 約60名で構成 年2回開催	- 1,114 121	教育庁

		事業名	事業概要	平成17年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
イ．研修・情報提供						
100	人権教育指導推進委員会	区市教育委員会と都が連携して、男女平等教育を推進するための具体的な方策を研究・協議する。	・区市教育委員会指導主事49名、指導部16名 計65名で構成		-	教育庁
101	男女平等教育の学習内容、指導方法の改善・充実	区市町村教育委員会や学校を訪問して、教科等の学習の中で男女平等教育にかかわる内容を取り上げている教育実践に対して指導及び助言する。	・指導訪問等 対象 区市町村教育委員会 内容 校内研究への指導助言 ・人権教育指導推進委員会 対象 区市指導主事、指導部指導主事 計 65名で構成 内容 ・協議、報告、講演等		199	教育庁
102	教職員への研修の実施	人権教育研修において、人権課題「子ども」、「女性」、「高齢者」等について、今日の人権教育推進にかかわる国際的な動向や東京都教育委員会の基本的な考え方を学ぶとともに、当面する人権教育の課題について理解を深め、各学校における具体的な推進を図る。	キャリアアップ研修 ・人権教育 50人 3回 ・人権教育 - 1 50人 2回 ・人権教育 - 2 50人 3回 ・人権教育 50人 2回		-	教育庁
103	社会教育関係職員等研修の実施	社会教育関係職員、社会教育関係団体指導者等が女性問題を含めた人権問題の本質を正しく理解し、解決に取り組むことができるように、研修会を実施する。	年18回		1,445	教育庁
104	情報誌の発行	都立学校、区市町村教育委員会、社会教育関連施設、社会教育関係団体及び都民に対して情報資料を提供する。	・年5回発行 各20,000部		2,560	教育庁
ウ．多様な学習機会の提供						
105	学習機会の提供	都立学校等で、それぞれの学校の特色を活かして、成人向け首都大学東京において、社会人入学、社会人聴講生などの制度や公開講座などを利用し、学習機会の提供を推進する。	全都立学校等 310講座 社会人聴講生制度、一般市民や社会人等を対象とした公開講座を実施する。		117,666	教育庁
106	自主学習活動の支援	東京ウィメンズプラザの施設の利用・貸出を通じて、男女平等	ホール、会議室、保育室、ワーキングルーム等の貸		129,979	生活文化局
107	職業訓練の実施	都立技術専門学校等において、求職者等を対象に就職のための技術・技能を取得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリアアップのための訓練も行う。また資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図る。	・都立技術専門学校 13校2分校 ・国立都営の障害者校 1校		4,045,655	産業労働局
136 新規	しごとセンター事業の推進(多様な働き方に対する支援) (平成17年度新規掲載事業)	しごとセンターにおいて、多様な働き方に対する支援の一つとして、育児等で職場を離れた女性が再就職をはかれるよう、職業情報の提供や就職相談などを合わせたセミナーを開催する。	定員15人、年32回		475	産業労働局
108	再就職支援セミナー	事業終了				

	事業名	事業概要	平成17年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
(2) 普及広報					
① 情報・交流					
ア. 情報の提供					
109	普及啓発及び情報提供の実施	「広報東京都」、都提供テレビ・ラジオ番組や東京都ホームページ等の都政一般広報媒体を活用して、男女平等推進のための普及啓発や情報提供を行う。	都政全体の広報を行う中で、男女平等参画推進のための普及啓発・情報提供についても随時実施する。 ・活用媒体 「広報東京都」等、テレビ(解説番組3本等)、ラジオ(告知番組2本)、東京都ホームページ	-	生活文化局
110	インターネットによる情報提供	東京ウィメンズプラザのホームページにおいて、プラザ施設の予約、開催する講座の申込や図書類の予約・検索サービスを実施する。また、男女平等参画ポータルサイトを設け、就職や福祉情報等、総合的な情報を提供する。	・ホームページを利用して、情報提供を行う。	8,264	生活文化局
111	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表する。	インターネットによる公表 (男女平等参画の現状 施策の実施状況)	3,152	生活文化局
112	定期情報誌の発行等	男女平等参画について都民の意識啓発を図るとともに、東京都の施策及び東京ウィメンズプラザの実施事業について情報提供する刊行物を発行する。	・定期情報誌 年4回 各32,000部	5,101	生活文化局
113	東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営	都民の自己啓発、自主研究などを支援するため、関連図書、行政資料等を収集し、提供する。	蔵書 約5万5千冊	23,588	生活文化局
イ. 交流及び指導者研修					
114	女性団体等との交流	女性団体相互の連携等を図るために、フォーラムを開催する。	年1回 2日間開催	2,239	生活文化局
115	地域女性団体指導者等研修会の実施	「女性と人権」の視点から、男女平等参画についての理解と認識を深めることを目的として、地域の女性団体指導者、都民等を対象に研修会を実施する。	東京ウィメンズプラザで実施する講座・研修事業に統合	-	生活文化局
116	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画社会基本法の公布、施行日にちなんで記念行事を実施する。	(再掲 20参照) 6月開催	-	生活文化局

	事業名	事業概要	平成17年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
② 社会制度・慣行の見直し					
ア．都庁内における対応					
117	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営する。	年数回開催予定 ・施策の進行管理 ・重要施策の総合的な調整 ・審議会調査審議事項に関する調整	-	生活文化局
118	研修の実施	職員を対象に研修を実施して、男女平等参画の理解を深め、事業の立案や運営への反映を図る。	各局で実施		各局
119	都職員の旧姓使用	法令や制度上、戸籍名を使用することが必要なもの（源泉徴収・給与簿等）、対外的に法的効果を伴う行為に用いるもの（契約書、納入通知書）などを除いて、都職員の申出により、旧姓使用を認める。	平成14年4月から実施	-	総務局
(3) 推進体制					
ア．都における体制					
120	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置。行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。	調査審議事項について、総会及び部会を合わせて10回程度開催予定	5,622	生活文化局
121	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営する。	(再掲No.117参照) 年数回開催予定 ・施策の進行管理 ・重要施策の総合的な調整 ・審議会調査審議事項に関する調整	-	生活文化局
122	研修の実施	・講師等育成研修「男女平等推進科」 男女平等、男女共同参画及びセクシュアル・ハラスメントに関する知識や問題解決能力を付与し、局研修の講師、職場のリーダーとなる人材を育成する。	・対象者 各局人事担当者及びセクハラ相談担当者 40名 年1回開催	117	総務局
123	東京都男女平等推進基金の運営	基金廃止（平成15年3月31日）	なし	-	生活文化局
イ．相談（都民等からの申出）					
124	総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画の推進に関する問題や人権侵害など、女性の抱える様々な悩み相談、法律に関する相談、男性のための悩み相談に対応した総合相談を実施する。	・一般相談 ・配偶者相談支援センターの総合相談(63再掲) ・特別相談 ・男性相談(66再掲) ・グループ相談 ・相談員のためのスーパーバイズ(129再掲)	44,307 (内、33,247は再掲額)	生活文化局

	事業名	事業概要	平成17年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
125	福祉相談	緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じる。	(再掲No.64、No.70、No.71参照) 女性相談センター(立川出張所を含む)の運営	(241,556)	福祉保健局
126	労働相談	賃金、昇進などの男女間の格差や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおいて、相談・あっせんを行う。	(再掲No.11、No.80参照) 労働相談情報センター 本所、5事務所	(21,148)	
127	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置。行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。	(再掲No.120参照) 諮問事項について、総会及び部会を合わせて10回程度開催予定	(5,622)	生活文化局
ウ.区市町村や事業者等との連携					
128	男女平等参画を進める会	基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が、連携・協力して取り組む場として設置。各々の行動計画の取組状況について、報告等を行う。	総会、報告会等 年2回	966	生活文化局
129	区市町村との連絡会議等	都民における男女平等参画の効果的促進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議を行い、意見や情報交換を行う。また、相談事業において、区市町村の相談員等に対して研修を行う。	・相談員のためのスーパーバイズ 月1回 (No.124の一部再掲) ・相談員養成講座 基礎編 応用編 各1回 各40名 ・区市町村男女平等施策担当者連絡会議 年4回	- 1,445 449	生活文化局 生活文化局
130	行政機関男女雇用平等問題担当者会議	男女雇用平等、仕事と家庭との両立支援等に係る意見や情報交換のため、国・都・区市町村との連絡会議を開催する。	年1回	178	産業労働局
131	女性センター連絡会議等	東京ウィメンズプラザの事業運営等に関して、都内女性センター等から意見・提言を受けるとともに、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指し、女性センター館長会議を開催する。広域センターとしての立場から、地域の女性センター等の新任職員等を対象に研修を実施する。	・館長等会議 年2回 ・都内女性センター職員等研修 基礎編1日 応用編1日 各40名	12 10,884	生活文化局
132	アジア大都市ネットワーク21共同事業 「女性の社会参画」	男女平等参画社会の実現に向けて、アジア大都市セミナーへ参加するなど、アジアの大都市との連携・協力により、共通の課題の解決に取り組む。	「アジア大都市女性セミナー」に女性起業家及び職員を派遣 2名 4日間	1,457	生活文化局

133～ 136は平成15年度以降の新規掲載事業であり、各々の体系の中に掲載した。

133：1-(3)-イ 「児童虐待防止区市町村ネットワークの整備」(福祉保健局) 133項

134：1-(1)- 「しごとセンター事業の推進」(産業労働局) 130項

135：2-(2)-ア 「小児救急医療体制の整備」(福祉保健局) 140項

136：3-(1)-ウ 「しごとセンター事業の推進」(産業労働局) 144項